

決議案第2号

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関わる、 リビエラ逗子マリーナ開発構想に関する決議

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技の会場が江の島に決定した。

そうした中、リビエラ逗子マリーナでは2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて高層ホテル建設や小坪港整備等の開発構想があることが新聞報道や平成27年9月9日開催された総務常任委員会の陳情審査において明らかになった。

開発構想がある小坪地区は市内・市外から大勢の方が訪れる風光明媚な場所であり、同構想が実施された場合、自然環境の破壊や景観の悪化が懸念される。

また、同開発構想が市有地も含め計画されていることが、より一層混乱を来す要因となっている。

よって、逗子市議会は、市長に対し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る開発については逗子市総合計画の理念に立ち、逗子市まちづくり条例の主旨から外れた高さの建築と市有地の利用を前提とした計画を認めることなく、住民の理解を得ながら、積極的に市民に情報を公開することを強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成27年12月17日

逗子市議会